

【表紙】

【提出書類】 訂正発行登録書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2025年3月31日

【会社名】 東京建物株式会社

【英訳名】 Tokyo Tatemono Co., Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長執行役員 小澤 克人

【本店の所在の場所】 東京都中央区八重洲一丁目9番9号
(上記は登記上の本店所在地であり、実際の業務は「最寄りの連絡場所」で行っております。)

【電話番号】 03(3274)0111(代表)

【事務連絡者氏名】 執行役員 財務部長 新城 勇治

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区八重洲一丁目4番16号

【電話番号】 03(3274)0111(代表)

【事務連絡者氏名】 執行役員 財務部長 新城 勇治

【発行登録の対象とした募集有価証券の種類】 社債

【発行登録書の提出日】 2024年8月16日

【発行登録書の効力発生日】 2024年8月25日

【発行登録書の有効期限】 2026年8月24日

【発行登録番号】 6 - 関東1

【発行予定額又は発行残高の上限】 発行予定額 200,000百万円

【発行可能額】 200,000百万円
(200,000百万円)
(注) 発行可能額は、券面総額又は振替社債の総額の合計額
(下段()書きは、発行価額の総額の合計額)に基づき算出しております。

【効力停止期間】 この訂正発行登録書の提出による発行登録の効力停止期間は、2025年3月31日(提出日)である。

【提出理由】 臨時報告書(金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく)を2025年3月28日に関東財務局長に提出した。この臨時報告書の提出により、当該書類を2024年8月16日付で提出した発行登録書の参照書類とする。
また、2024年11月21日に関東財務局長へ提出した訂正発行登録書に記載の提出理由に誤りがあり、これを訂正するため、本訂正発行登録書を提出する。

【縦覧に供する場所】 東京建物株式会社 関西支店
(大阪市中央区本町三丁目4番8号)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

【訂正内容】

訂正内容は、表紙の「提出理由」に記載のとおりであります。

なお、2024年11月21日に提出した訂正発行登録書の訂正内容は以下のとおり。訂正箇所は下線で示している。

【表紙】

【提出理由】

（訂正前）

臨時報告書（金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく）を2024年11月21日に関東財務局長に提出した。この臨時報告書の提出により、当該書類を2024年8月16日付で提出した発行登録書の参照書類とする。

（訂正後）

臨時報告書（金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の規定に基づく）を2024年11月21日に関東財務局長に提出した。この臨時報告書の提出により、当該書類を2024年8月16日付で提出した発行登録書の参照書類とする。